

資料 3

福島県犯罪被害者等支援計画 【令和8年度～令和12年度】



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和 年 月

福島県

目次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 基本方針
- 4 計画の期間
- 5 意見の反映
- 6 進行管理
- 7 重点的な取組第3章へ統合

第2章 犯罪被害者等の現状

- 1 県内における犯罪等の状況
- 2 犯罪被害等に関する相談・支援の状況
- 3 犯罪被害者等が置かれている状況

第3章 施策推進の考え方

- 1 施策体系
- 2 推進体制

第4章 具体的な施策の内容

○施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実

- 重点的な取組 多機関ワンストップサービスの円滑な運用
市町村における支援体制の充実に向けた取組の促進
(条例の制定等への支援)
- 基本的施策1 相談及び情報の提供等(第12条)
- 基本的施策2 大規模事案における支援(第19条)
- 基本的施策3 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援(第20条)
- 基本的施策4 人材の育成(第24条)
- 基本的施策5 支援従事者の二次受傷に対する支援(第25条)
- 基本的施策6 民間支援団体に対する支援(第26条)

○施策の柱2 生活再建のための経済的支援

- 重点的な取組 犯罪被害者等の経済的負担の軽減(見舞金等の創設及び運用)
- 基本的施策7 日常生活の支援(第13条)
- 基本的施策8 居住の安定(第16条)
- 基本的施策9 雇用の安定(第17条)
- 基本的施策10 経済的負担の軽減(第18条)

○施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止

- 重点的な取組 精神的・身体的被害の回復のためのカウンセリングの充実
- 基本的施策11 心身に受けた影響からの回復支援(第14条)
- 基本的施策12 安全の確保(第15条)

○施策の柱4 県民の理解の増進と配慮

- 重点的な取組 犯罪被害者等支援に関する県民の理解の増進

- 1 基本的施策¹³ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第 2 1 条）
- 2 基本的施策¹⁴ 県民の理解の増進（第 2 2 条）
- 3 基本的施策¹⁵ 学校における教育の実施等（第 2 3 条）
- 4 基本的施策¹⁶ 個人情報の適切な管理（第 2 7 条）

5
6

7 **参考指標**

8
9

10 **参考資料**

- 11 福島県犯罪被害者等支援条例（令和四年四月一日施行）

12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

依然として、様々な犯罪等が後を絶たず、多くの人が思いもよらず犯罪等に巻き込まれ、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっています。また、犯罪被害者等の中には、十分な支援を受けられず、自分だけで問題を抱え込んでしまい、苦しんでいる人もいます。

さらに、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害にも苦しめられることがあります。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安全に安心して日常生活を営むことができるようにするためには、県や市町村を始め、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて不断の努力をしていく必要があります。

また、犯罪被害者等の置かれている状況に理解を深め、一体となって二次被害の防止に努めるなど、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが必要です。

犯罪被害者等に対する支援について、国においては、平成17年4月に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした、「犯罪被害者等基本法」(平成16年法律第161号。以下「基本法」という。)が施行され、この基本法の理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定されました。

県においては、平成21年4月に施行した「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」(平成20年福島県条例第80号。)に犯罪被害者等支援に関する事項を盛り込むとともに、平成22年3月に「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」を策定し、各計画期間において、国や県、警察、市町村、民間支援団体等の関係機関・団体との連携のもと犯罪被害者等への支援施策を推進してきたところです。

~~こうした中、~~本県では、令和3年10月に「福島県犯罪被害者等支援条例」(令和3年福島県条例第76号。以下「条例」という。)を制定し、令和4年4月に施行しました。併せて、~~このため、~~条例の目的である「犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現」を目指し、条例の基本理念を踏まえ、「福島県犯罪被害者等支援計画」(以下「本計画」という。)を令和4年3月に策定するものでした~~ところ~~です。

このような中、これまでの計画の成果と課題、社会情勢を加味し、福島県犯罪被害者等支援計画を改定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第5条(地方公共団体の責務)を踏まえた条例第9条の規定に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、本県における犯罪被害者等支援に関する基本方針や取り組むべき具体的な施策等についてまとめた基本計画です。

なお、本計画は、国が基本計画の中で示してきた施策等を踏まえるとともに、「福島県総合計画」を始め、各部局が策定する計画等との整合を図った上で策定するものです。

さらに、国が策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」において、地方自治体の各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たってはSDGsの要素を最大限反映することが奨励されていることから、本計画もSDGsの理念「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を共有し、17の目標のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「16 平和と公正をすべての人に」を見据えたものとします。



〈用語解説〉

■ 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。(条例第2条第1号)「犯罪」とは、個人の生命、身体又は財産等に害を及ぼす行為で、刑法その他の法令の規定により刑罰を科される行為をいう。(例:殺人、強盗、放火、**不同意**性交等、傷害、詐欺、業務上過失致死傷(交通事件)など)「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪とまでは言えないが、それに類する同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

■ 犯罪被害者等

基本法第2条第2項に定める「犯罪被害者等」と同一の意味であり、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。(条例第2条第2号)家族の範囲については、民法第725条に定める親族の範囲に準じ、法律上の身分関係がない者であっても、これと同視し得る事情にある者を含む。(例:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった配偶者、養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあった親子)

3 基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に向け、次の3つの「基本方針」により計画を推進します。

① 犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

② 犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援

犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に支援が行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。

③ 途切れることのない必要な支援の提供

犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

ただし、計画期間内であっても、国の基本計画の見直しや犯罪被害者等のニーズ、社会情勢等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。

5 意見の反映

条例第9条第3項及び第5項に基づき、本計画の策定及び変更の際は、関係機関・団体から犯罪被害者等の声を含め意見を頂くとともに、パブリック・コメントを行い、広く県民に意見を求め、提出された意見及びその反映状況等を福島県ホームページにおいて公表します。

6 進行管理

条例第9条第6項に基づき、毎年度、本計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況を取りまとめ、福島県ホームページにおいて公表するとともに、進捗状況を点検し、第三者による検証を行うため、「~~福島県犯罪被害者等支援計画有識者会議~~福

1 島県犯罪被害者等支援施策推進会議」を設置してにおいて検証を行い、必要に応じて取
2 組の見直しを行います。

3
7 ~~重点的な取組(削除)~~

4 ~~この計画の推進にあたって、第3章に掲げる施策の柱ごとに、以下の項目について、~~
5 ~~重点的に取り組んでいきます。(第3章に統合)~~

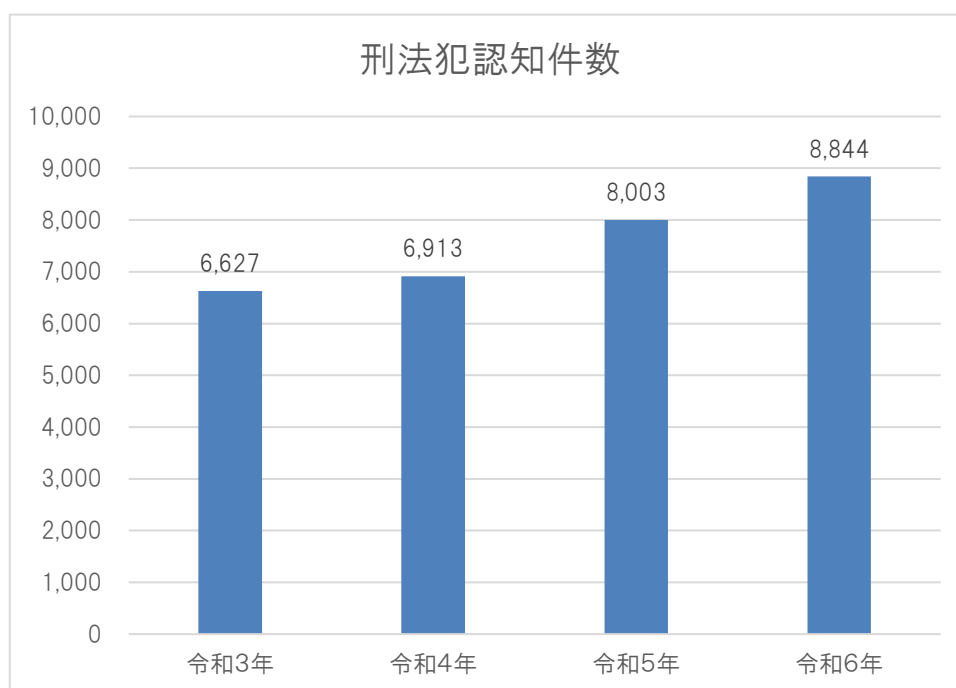
項目	
施策の柱 1	犯罪被害者等の相談支援体制の整備
	市町村における支援体制の充実に向けた取組の促進(条例の制定等への支援)
施策の柱 2	犯罪被害者等の経済的負担の軽減(見舞金等の創設及び運用)
施策の柱 3	カウンセリング等の充実
施策の柱 4	犯罪被害者等支援に関する県民の理解の増進 (講演会等への県民の参加 累計2, 0 0 0人以上)

第2章 犯罪被害者等の現状

1 県内における犯罪等の状況

(1) 刑法犯認知件数

福島県内の刑法犯認知件数は、~~平成28年(2016年)~~令和3年(2021年)は~~11,575~~6,627件でしたが、~~令和2年(2020年)~~令和6年(2024年)は7,6558,844件となっております。



【出典】福島県警察本部統計資料

(2) 重要犯罪認知件数

福島県内における重要犯罪(殺人、強盗、放火、**不同意性交等**、略取・誘拐、**不同意わいせつ**)の認知件数は、~~平成28年(2016年)~~**令和3年(2021年)**は**10450**件でしたが、年々**減少増加**し、~~令和2年(2020年)~~**令和6年(2024年)**の認知件数は**67180**件となっています。~~しかし、~~

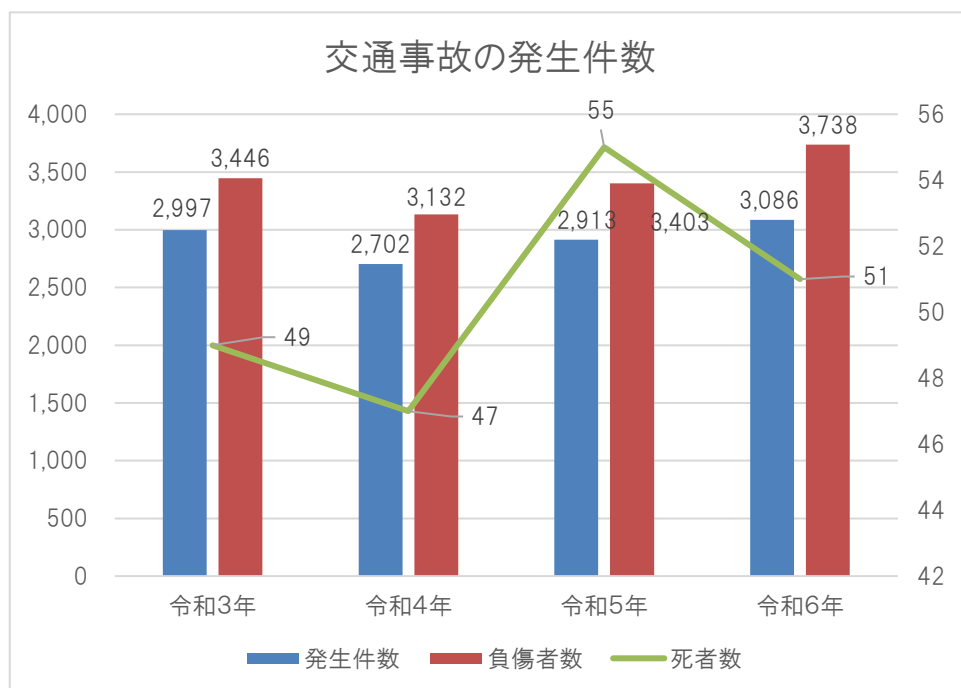
次に、刑法犯認知件数に占める重要犯罪及び重要窃盗犯の認知件数の割合は、~~平成28年(2016年)~~**令和3年(2021年)**が**16.015.5%**なのに対し、~~令和2年(2020年)~~**令和6年(2024年)**が**19.714%**と年々**増加概ね横ばい**で**推移**しています。

		R3	R4	R5	R6
刑法犯認知件数		6,627	6,913	8,003	8,844
重要犯罪	殺人	9	8	3	13
	強盗	8	8	6	12
	放火	13	3	3	10
	不同意性交等	6	12	28	36
	略取・誘拐	1	8	8	4
	不同意わいせつ	13	49	63	105
	計	50	88	111	180
重要窃盗犯	侵入盗	904	734	824	947
	自動車盗	68	87	111	104
	ひったくり	2	3	1	2
	すり	1	1	4	7
	計	975	825	940	1,060
		【出典】福島県警察本部統計資料			

(3) 交通事故の発生件数

福島県内の交通事故発生件数は、~~平成28年(2016年)~~令和3年(2021年)は5,802, 997件で減少傾向にあり、~~令和2年(2020年)~~令和6年(2024年)は3,266 3, 086件となっています増加しています。また、死傷者数もは~~平成28年(2016年)~~令和3年(2021年)は9049件でしたが、~~令和2年(2020年)~~令和6年(2024年)は57 51件と横ばい傾向にあります。

次に、負傷者数もは、同様に~~平成28年(2016年)~~令和3年(2021年)は7,1123, 446件でしたが、~~令和2年(2020年)~~令和6年(2024年)は3,8573, 738件と増加しています。

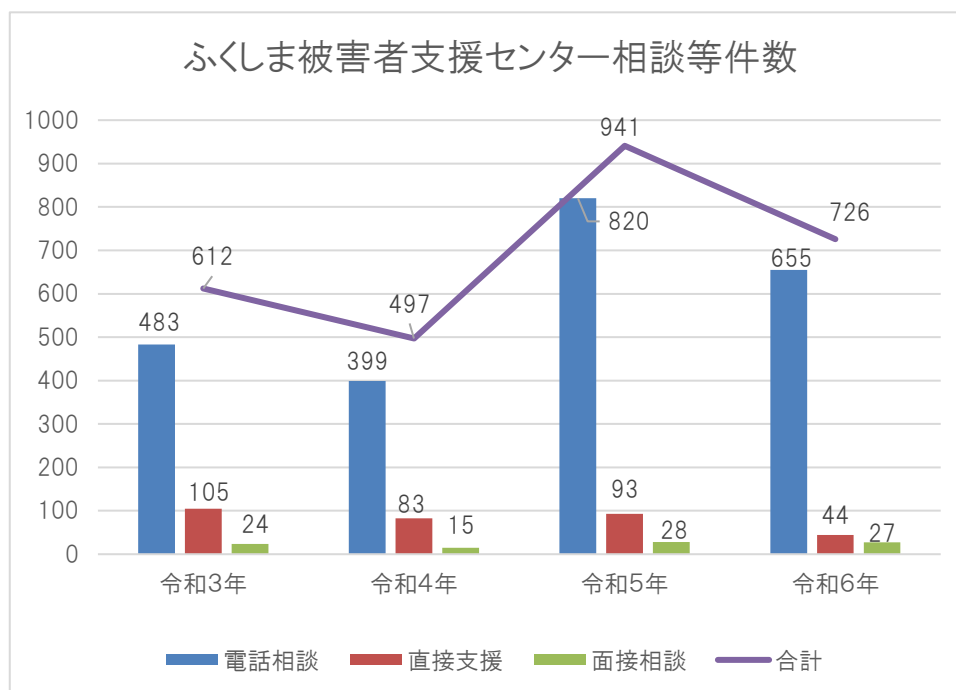


【出典】福島県警察本部統計資料

2 犯罪被害等に関する相談・支援の状況

(1) 公益社団法人ふくしま被害者支援センターにおける相談・支援件数

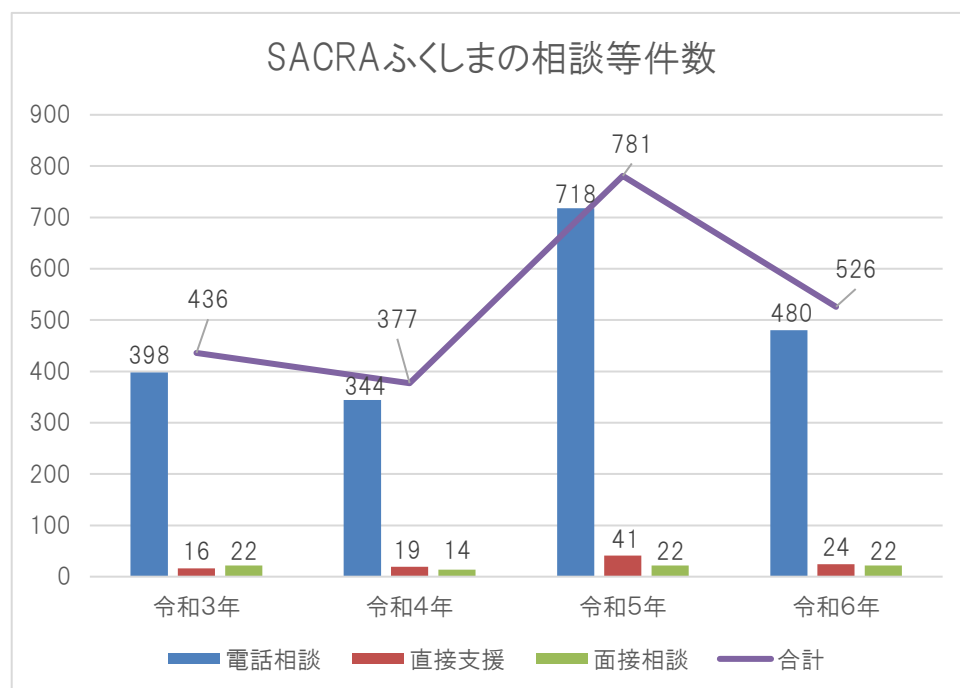
公益社団法人ふくしま被害者支援センター（以下「ふくしま被害者支援センター」という。）における電話相談・支援の合計件数は、平成29年（2017年）令和3年（2021年）は187612件でしたが、年々増加傾向にあり、令和26年は（20202024年）は308726件となっています。また、面接相談や直接的支援を含めた支援の合計数も増加傾向にあります。



【出典】ふくしま被害者支援センター統計資料

(2) 性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしまにおける相談件数

SACRAふくしまにおける電話相談・支援の合計件数((1)公益社団法人ふくしま被害者支援センターにおける相談・支援件数の内数)は、平成29年(2017年)令和3年(2021年)は129436件でしたが、年々概ね増加傾向にあり、令和2年(2020年)令和6年(2024年)は226526件となっています。また、面接相談や直接的支援を含めた支援の合計数も増加傾向にあります。



【出典】ふくしま被害者支援センター統計資料

3 犯罪被害者等が置かれている状況

(1) 直接的被害

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭うことで、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けます。

さらに、加害者から再被害を受け、一層重大な被害となる場合もあります。

(2) 心身の不調

犯罪被害者等は、事件により大きな精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身に様々な不調が現れます。

また、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。

これらにより、一時的に家事や育児、仕事といった事件前には当たり前に行っていたことが、できなくなることがあります。

場合によっては、一時的な精神反応にとどまらず、PTSD(心理的外傷後ストレス障害)等の持続的な症状が現れることもあります。

(3) 生活上の問題

けがの治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、家族が家事や育児が手につかなくなったことによる外食、託児サービスの利用増加等様々な面で支出が増加します。

加えて、仕事上においては、治療や捜査・裁判等のための欠勤が増加し、その結果、休職・退職を余儀なくされることもあり、また、生計の中心を担う家族が被害者となった場合、収入が減少・途絶し、経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅等が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居を必要とする場合もあるほか、被害直後の、平穏な日常生活を失い、心身ともに消耗している状態の中で、行政手続きや司法手続きを行わなければならないという大きな負担も抱えています。

(4) 周囲の人の言動等による精神的苦痛等の二次被害の問題

人から危害を加えられ、社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心ない言動や中傷、興味本位の質問、インターネット上のいわれなき書き込み、報道機関等による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となることもあります。周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害も極めて深刻です。

第3章 施策推進の考え方

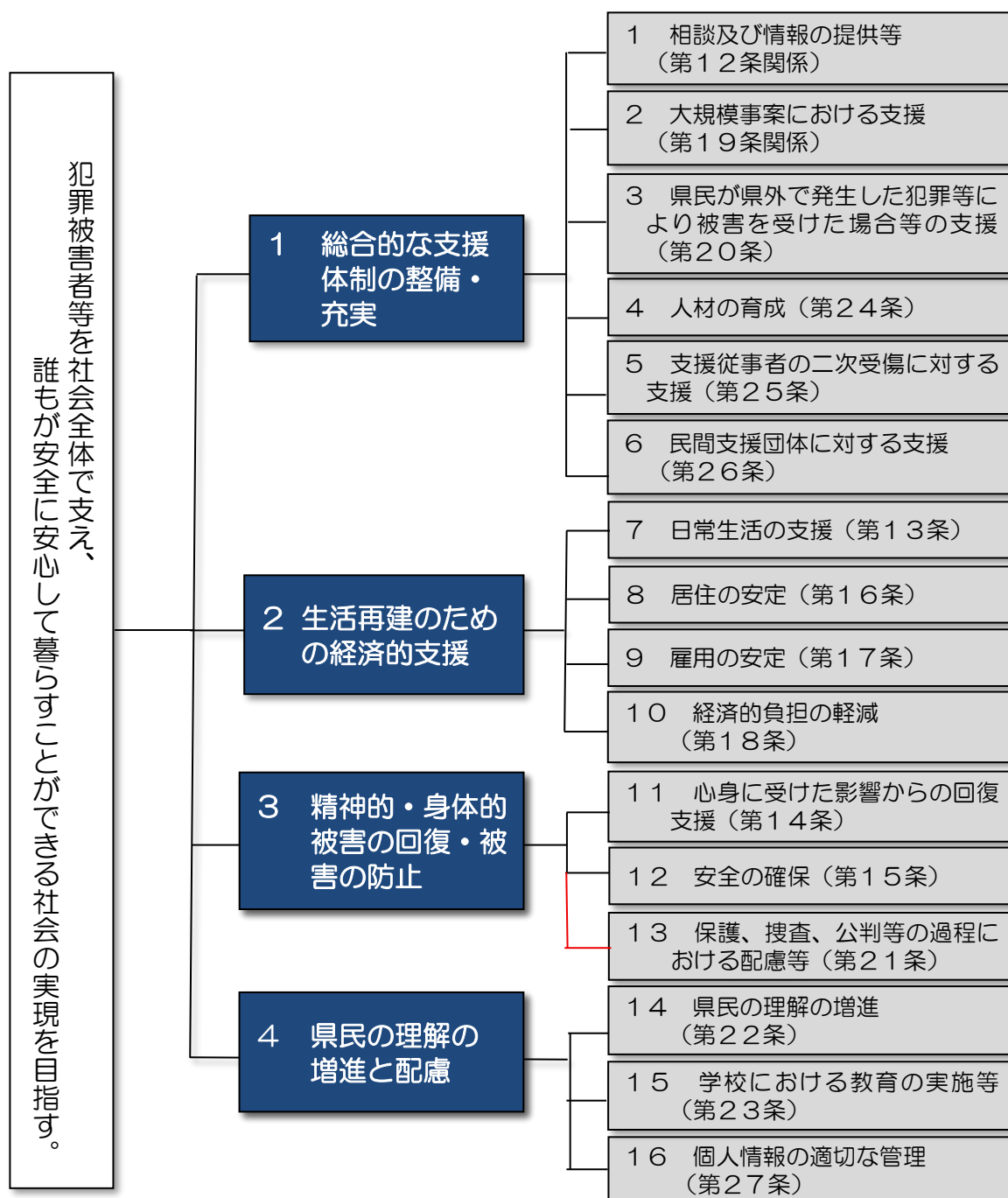
1 施策体系

犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、第1章-3の基本方針に基づき、本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例(第12条～第27条)において定めた「基本的な施策」を取組内容に応じて次の4つの「施策の柱」により体系的に位置付け、推進します。

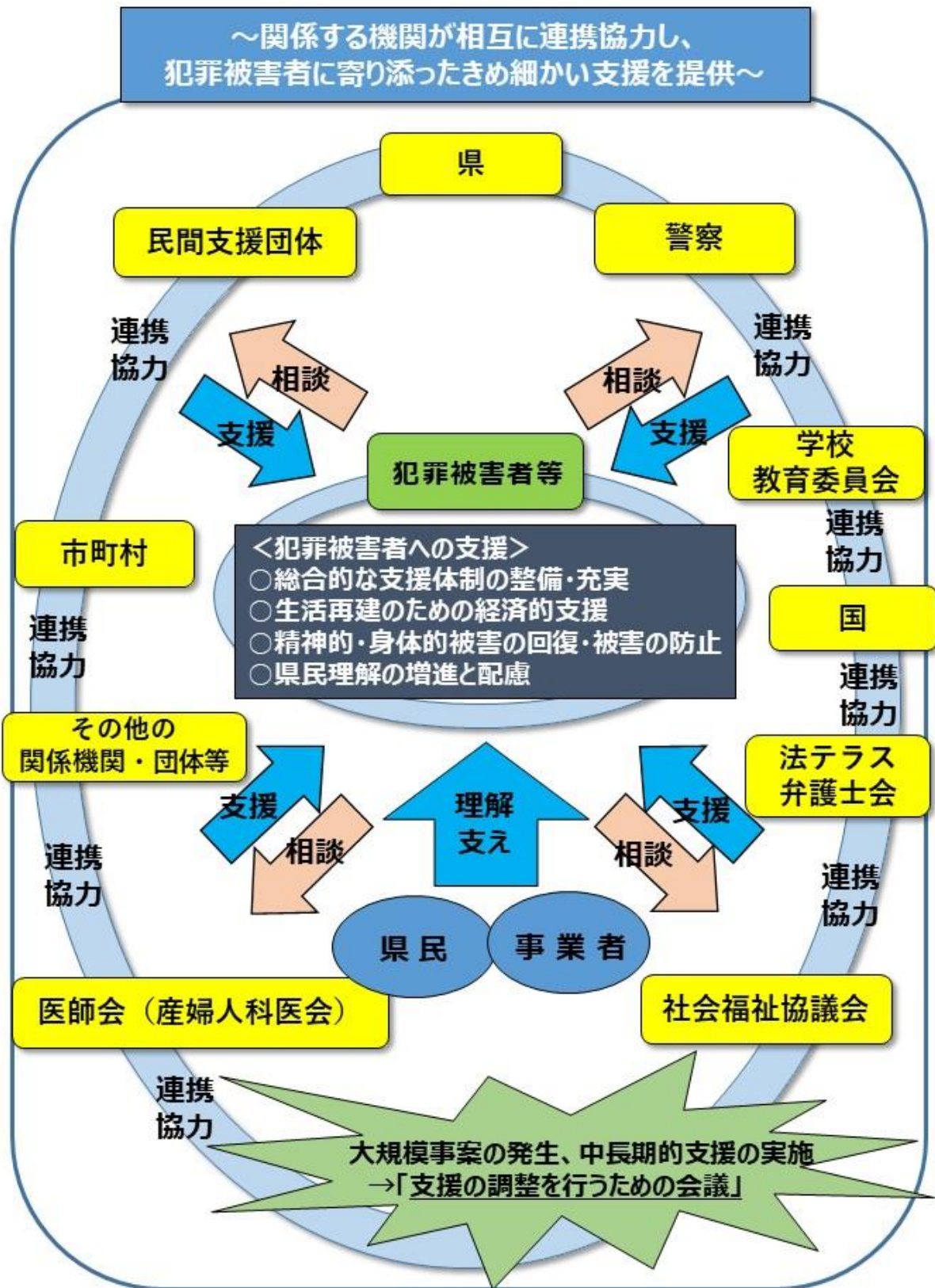
【基本目標】

【施策の柱】

【基本的施策】



2 推進体制



第4章 具体的な施策の内容

施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実

【重点的な取組】

多機関ワンストップサービスの円滑な運用

市町村における支援体制の充実に向けた取組の促進(条例の制定等への支援)

基本的施策1 相談及び情報の提供等(第12条関係)

【現状と課題】

犯罪被害者等は、被害直後のパニック状態の中、相談先が複数にわたり、どこに何を相談していいのかわからない状態に陥ることもあり、必要な情報を容易に入手できないことが多い。必要な支援を受けることができる仕組みが必要である。

【施策の方向】

県、県警、ふくしま被害者支援センター、市町村、その他関係機関・団体が連携して、多機関ワンストップサービス体制を運用する。県が、ふくしま被害者支援センターに支援コーディネーターを配置し、ニーズの把握等を行い、必要な情報の提供及び助言を行うとともに必要に応じて犯罪被害者等支援調整会議を開催し、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を行う。なお、日常生活の支援のための行政サービスの提供のため関係機関の連携を密にしながら多機関ワンストップサービス体制を円滑に運用で提供する。県の「総合的対応窓口」の役割を強化する。

【具体的施策】 ※新たな取組について、表の枠内を薄いグレーで着色している。以下同様とする。

No.	施策名	施策の概要	所管
1	犯罪被害者等に関する相談支援	県、県警、ふくしま被害者支援センター、その他関係機関・団体が連携して必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を行う。 なお、県は、行政サービスがワンストップで提供できるよう、「総合的対応窓口」として、県警やふくしま被害者支援センターと連携しながら、生活支援における県機関及び市町村等との総合的な連携・調整を行う。 さらに、関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援の調整を行うための会議」を整備する。また、福島県犯罪被害者等支援条例を踏まえ、県、県警、ふくしま被害者支援センターの三者及び県内の市町村等が連携して犯罪被害者等のニーズに応じ利用できるサービスを提	生活環境部 警察本部

		供し、犯罪被害者等に係る諸問題を解決するために必要な支援を途切れることのないよう行っていくため、多機関ワンストップサービスを実施する。	
2	性犯罪被害に関する相談支援	県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」において、性犯罪・性暴力被害者等に対して電話・面接相談、付き添い支援、情報の提供等のきめ細かな支援を行う。 また、24時間365日の支援体制を確保するために、いて、国の夜間休日コールセンターと連携し、円滑な運用に努める。 今後、被害者が必要とする支援の充実のために、福島県における現在の問題点、課題等を整理し、夜間休日コールセンターの利用状況も踏まえ、24時間365日対応できる相談支援体制について総合的に検討する。	生活環境部 教育庁 警察本部
3	被害初期における迅速な相談支援	被害直後から支援を迅速かつ効果的に実施できるよう、県、警察、民間支援団体、市町村等の関係機関・団体が十分な連携を図るとともに、犯罪被害者等が必要とする情報を得られるよう、犯罪被害者等支援に関する具体的な情報の周知に努める。	生活環境部 警察本部
4	犯罪被害者のための相談窓口の適切な運用	県は、相談窓口の適切な運用に結びつけられるよう、警察、民間支援団体、市町村等の関係機関・団体と連携して窓口担当者に対する研修会等を開催し、連携に必要な情報提供、各種支援に関する紹介や助言等に努める。	生活環境部
5	警察における相談体制の充実	警察安全相談電話「#9110」番、「性犯罪被害110番」、「ヤングテレホン」、「いじめ110番」、 「女性安全相談所」 、「 女性被害相談所 」等の個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図る。	警察本部
6	市町村の総合的対応窓口の機能強化に関する支援	市町村の総合的対応窓口機能を強化するため、市町村条例の制定や市町村において利用可能な施策一覧表の作成を促進する。	生活環境部

7	犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布	犯罪被害者等が必要とする情報（各種手続、支援制度、相談窓口等）を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、市町村や関係機関等へ配布することで、ホームページ等で公開し連携の強化及び支援の充実に努める。利用しやすい環境を整える。	生活環境部
8	支援施策に関する総合的な相談への対応	犯罪等の被害を受けて悩んでいる方、どこに相談したらよいかわからない方などのために、相談内容に応じて適切な対応部署や必要な情報を提供する。また、市町村にの総合的対応窓口における相談体制の充実を働きかける。	生活環境部
9	犯罪被害者等支援に関するホームページによる情報提供	県のホームページに「犯罪被害者等支援に関するページ」を作成し、知事部局、警察本部、教育庁、その他関係機関の相談窓口の提供を行う。	生活環境部 No7による
10	交通事故相談への対応	県政相談コーナーに交通事故相談員を配置し、交通事故における損害賠償請求や示談の仕方など、交通事故被害者等からの相談に対応する。	総務部
11	消費者トラブルに係る相談への対応	消費生活センターにおいて、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者トラブルに巻き込まれた相談者への助言・あっせんを行う。	生活環境部
12	女性に関する相談への対応	DV被害やストーカー被害等、女性に関する様々な問題について相談を受ける窓口を、女性のための相談支援センター、各保健福祉事務所、男女共生センター、警察署等に設置し、解決に向けた助言や支援を行う。	こども未来局 生活環境部 警察本部
13	医療に関する相談への対応	保健所において身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行う。	保健福祉部
14	妊娠に関する相談への対応	予期しない妊娠や、女性のからだに関する相談窓口として「女性のミカタ 健康サポートコール」を開設し、心やからだの悩みに保健師が対応する。	保健福祉部
15	心のケアに関する相談への対応	精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談への対応や支援等を行う。	保健福祉部
16	ひとり親家庭の就業等に関する相談への対応	各保健福祉事務所において、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じ、自立に向けた支援を行う。ま	こども未来局

	対応	た、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、求人情報の提供、就業支援セミナー等を実施する。	
17 16	児童相談所における児童虐待に関する相談への対応	児童相談所において、24時間・365日、児童虐待に関する相談及び通告に対応する。	こども未来局
18 17	就職や転職等に関する相談への対応	「ふくしま生活・就職応援センター」において、就職や転職等の相談に対応する。	商工労働部
19 18	子どものための24時間電話相談	24時間、365日、子どものいじめ問題等に関する悩み相談に対応する。	教育庁
20 19	ダイヤルSOS	平日（10:00～17:00）、子どものいじめや不登校、体罰などの教育相談にフリーダイヤルで対応する。	教育庁
21 20	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	児童生徒の問題行動及び不登校等の対応に向けて、スクールカウンセラーを小・中学校、高校に配置・派遣するとともに、学校等の要請に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣するなど教育相談体制の充実に努める。また、研修等を通じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの犯罪被害者等支援に関する理解促進を図っていく。	教育庁
22 21	犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における支援	不登校状態にある児童生徒に対して、適切な指導及び支援を行い、再登校を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携のもと、児童生徒へのスペシャルサポートルーム（SSR）の活用により支援を行うなど、学びの機会を確保するための取組を実施する。	教育庁
23 22	労働相談への対応	労働に関するトラブルについて、労働者や使用者が気軽に相談できるようフリーダイヤルによる労働相談を実施する。	労働委員会事務局
24 23	刑事手続等に関する情報の提供の充実	刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に係る機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。	警察本部

25 24	民事手続等に関する 情報の提供の充実	損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等を警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等に備え付けるとともに、各種広報媒体等を活用し、当該制度を周知する。また、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度について周知を図る。	生活環境部 警察本部
26 25	自助グループの活動 についての情報提供	犯罪被害者等早期援助団体との連携を図りながら、犯罪被害者等の要望を踏まえ、自助グループの活動について情報提供を行う。	警察本部
27 26	外国人の犯罪被害者 等への情報提供の充 実	外国語版の「被害者の手引」について、必要に応じて内容の充実と見直しを図り、適切に配布されるよう努めるとともに、外国人に対し、警察の犯罪被害者施策について周知を図る。また、外国人住民のための生活相談窓口や電話による無料通訳サービスの活用により、多言語の相談に対応する。	生活環境部 警察本部
28 27	捜査に関する適切な 情報提供等	捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、犯罪被害者等の状況や要望について、関係機関・団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行うなど、関係機関・団体との連携を図る。	警察本部
29 28	被害者支援要員制度 による支援	あらかじめ指定された警察職員（被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、説明や関係機関の紹介などの支援を行う。	警察本部
30 29	被害少年等が相談し やすい環境の整備	被害少年からの相談について、県警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載などにより、効果的な周知・広報を図るとともに、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の設置等、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。	警察本部
31 30	被害少年の精神的打 撃軽減のための継続 的な支援の推進	被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、被害者支援センターをはじめとする民間支援団体への紹介を行うとともに、少年補導員等による継続的な支援を実施する。	警察本部
32 31	性犯罪被害者による 情報入手の利便性の	「＃８１０３（ハートさん）」、「性犯罪被害１１０番」、「SACRAホットライン」等の相談窓口に関する広報	警察本部

	向上	により、性犯罪被害者による公費負担制度、カウンセリング制度等に関する情報入手の利便性向上に努める。	
33 32	性犯罪被害相談の適切な対応	性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職員が対応するなど、適切な対応を推進する。	警察本部
34 33	司法解剖等に関する遺族への適切な説明等	検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続き等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努める。	警察本部
35 34	関係機関・団体と連携した支援活動	福島県被害者等支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークの活用により、犯罪被害者等支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、それらの機関・団体等における犯罪被害者支援のための制度等についての情報提供を犯罪被害者等に対して行うよう努める。	警察本部

基本的施策2 大規模事案における支援(第19条)

【現状と課題】

大規模事案が発生した場合、同時に多数の死傷者が生じてしまうおそれがあり、複数の犯罪被害者等に対して同時に支援することとなるが発生する。また、その社会的影響からインターネットを通じて行われる誹謗中傷や報道機関による過剰な取材等による二次被害も懸念されるところである。したがって、円滑な支援や二次被害の防止を図るためなど、関係機関の役割分担を明確化し、連携した支援を行うための体制を整備する必要がある。

【施策の方向】

大規模事案が発生した場合における関係機関それぞれの役割を明確化し、マニュアル等の整備を推進するとともに、連携した支援を行うための体制を整備する。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
36 35	大規模事案における支援体制の整備	大規模被害者支援事案が発生した場合における県、警察、民間支援団体、県内各市町村、関係県・市町村、その他の関係機関の役割分担や支援体制及び対応マニュアル等の整備を推進する。また、当該事案発生時は、これらに基づき、各関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援の調整を行うための会議」を整備する。	生活環境部 警察本部

基本的施策3 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援(第20条)

【現状と課題】

県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合や県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で被害を受けた場合における関係機関の明確な役割分担、支援体制が確立されていない。

【施策の方向】

県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合や県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で被害を受けた場合における関係機関それぞれの役割を明確化し、支援体制を整備するとともに、連携した支援を行う。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
37 36	県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援	県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等における県内外の関係機関・団体の役割分担や支援体制及び対応マニュアル等の整備を推進する。また、当該事案発生時は、これらに基づき、県外の関係機関と相互に連携・協力して支援体制を整備し、必要な支援を行う。	生活環境部 警察本部

基本的施策4 人材の育成(第24条)

【現状と課題】

十分かつ適切な支援を行うためには、支援に必要な専門的知識と技能を持つ支援従事者が必要であることから、~~市町村職員や民間支援団体への研修を実施している。さらなる支援の充実のため、人材の育成が必要である。~~

【施策の方向】

支援従事者が、犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、犯罪被害者等が直面する様々な問題に対応できるよう、研修の内容を一層充実させ、資質の向上を図るなど、人材の育成を行っていく。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
38 37	県及び市町村職員に対する研修	県及び各市町村に設置されている総合的対応窓口の職員を対象に、窓口機能の強化を図ることを目的として研修を行うとともに、各関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援の調整を行うための会議」において、事例研究を行い、県及び市町村の担当職員の意識の醸成及びノウハウの積み上げを図る。	生活環境部

39 38	民間支援団体における職員の育成支援	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行う。	生活環境部 警察本部
40 39	高齢者虐待対応職員に対する研修の実施	虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行った養護者への適切な支援を行うことができ、 適切に実施される よう、高齢者虐待対応に当たる市町村等職員の対応力向上を図る研修を実施する。	保健福祉部
41 40	虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員に対する研修の実施	虐待を受けた子どもが専門的な知識に基づいた適切な保護及び自立支援を受けられるように、支援に携わる職員の資質向上を図る。	こども未来局
42 41	女性相談窓口等の職員への研修の実施	配偶者からの暴力を受けた女性等が専門的な知識に基づいた適切な保護及び自立支援を受けられるように、支援に携わる職員等の資質向上を図る。	こども未来局
43 42	警察における被害者支援に携わる職員に対する研修の充実	犯罪被害者支援に従事する職員に対し、様々な機会を活用して犯罪被害者支援の意義や対応、関係機関との連携等についての研修を実施する。	警察本部

基本的施策5 支援従事者の二次受傷に対する支援(第25条)

【現状と課題】

支援従事者が犯罪被害者等への支援を行う過程で、犯罪被害者等と同様の心理状態になり、支援が困難になるような事例もあることから、~~支援を継続していくためにも支援に従事する者が二次受傷しないよう心のケアを十分に行っていく必要がある。~~

【施策の方向】

各種研修やカウンセリングの実施により、メンタルヘルスケアの充実を図り、二次受傷の防止に取り組む。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
44 43	支援従事者へのメンタルヘルスケアの充実	犯罪被害者等支援を行う過程において支援従事者の心理的外傷(二次受傷)を予防するとともに、自身の適切なケアができるよう、支援従事者を対象とした研修を行うなど、メンタルヘルスケアの充実を図る。	生活環境部
45 44	犯罪被害者等支援に携わる者に対する心	被害者支援要員等に対し、ストレスに関する教養を行うとともに、精神科医、臨床心理士等によるカウンセリングを	警察本部

	理的影響への配慮	受けさせるなど必要な措置を講ずる。	
--	----------	-------------------	--

基本的施策6 民間支援団体に対する支援(第26条)

【現状と課題】

本県では、民間支援団体「公益社団法人ふくしま被害者支援センター」が、県内唯一の「犯罪被害者等早期援助団体」として県公安委員会から指定を受け、併せて、「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」における相談業務及び医療費等助成業務を県から受託し、被害者支援にあたっている。

民間支援団体「ふくしま被害者支援センター」では、専門の研修を受けた支援従事者により、被害者それぞれの実情に即した柔軟できめ細かな支援が継続的に行われるなど、本県の被害者支援を推進する上で重要な役割を果たしている。一方で、こうした民間支援団体の活動に関する認知度は十分とは言えず、また、その運営は、行政からの委託料のほか、賛助会や寄附金でまかなわれ、ボランティアにより支えられており、財政基盤確保のための取組の周知や人材の確保・育成が課題となっている。

【施策の方向】

民間支援団体「ふくしま被害者支援センター」が将来にわたって安定した支援活動を推進していくため、支援に関する情報の提供、事業や財政基盤確保のための取組の周知、~~支援員の公募や~~研修の実施に対して必要な支援を行う。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
46 45	県民に対する民間支援団体の意義、活動等の広報支援	各種広報媒体等を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等への援助を行う民間の団体の意義・活動等について周知する。	生活環境部 警察本部
47 46	民間支援団体等への支援の充実	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政的援助の充実に努めるとともに、同団体の財政的・人的基盤の確立に向けて協力する。また、犯罪被害者等の援助に携わる者の研修に関する講師の手配・派遣、会場の借り上げ等の必要な支援を行う。	警察本部
48 47	民間支援団体における職員の育成支援 【再掲】	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行う。	警察本部

施策の柱2 生活再建のための経済的支援

【重点的な取組】

犯罪被害者等の経済的負担の軽減(見舞金等の創設及び運用)

基本的施策7 日常生活の支援(第13条)

【現状と課題】

犯罪被害者等の多くは、警察での事情聴取、裁判への参加、治療のための入院・通院、行政での手続き等、多くの状況に対応しなければならない。また、被害による精神的ショックもあり、家事、育児等が手につかなくなる場合も少なくない。~~したがって、犯罪被害者等が直面している問題に応じて、日常生活の支援が提供される必要がある。~~

【施策の方向】

犯罪被害者等が、日常生活に関する支援を受けられるよう、市町村及び関係機関と連携し、支援制度の活用を図るとともに、必要な情報の提供を行う。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
49 48	性犯罪・性暴力被害者への面接、付添支援の実施	県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」において、性犯罪・性暴力被害者への面接支援や必要に応じて、病院や裁判所等への付き添いなどの直接支援を行う。	生活環境部
50 49	市町村等と連携した支援制度の活用	犯罪被害者等が必要とする支援を早期に受けることができるよう、介護サービスや育児サービス等に関する情報共有など、市町村を始めとする関係機関との連携を一層強化する。	生活環境部 保健福祉部 こども未来局
51 50	市町村の総合的対応窓口の機能強化に関する支援【再掲】	市町村の総合的対応窓口機能を強化するため、市町村条例の制定や市町村において利用可能な施策一覧表の作成を促進する。	生活環境部
52 51	犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布【再掲】	犯罪被害者等が必要とする情報(各種手続、支援制度、相談窓口等)を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、市町村や関係機関等へ配布することで、ホームページ等で公開し連携の強化及び支援の充実に努める。利用しやすい環境を整える。	生活環境部

53 52	生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援居住支援事業の実施	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充し、包括的な支援体制を行うとともに、住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する。	保健福祉部
54 53	生活困窮者自立相談支援機関による支援	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、関係機関との連携を図りながら、生活困窮者の自立促進を図る。	保健福祉部
55 54	日常生活自立支援事業による支援	認知症高齢者、障がいのある方などが地域の中で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行う。	保健福祉部

基本的施策8 居住の安定(第16条)

【現状と課題】

犯罪被害者等は、自宅が事件現場となったことや、加害者に自宅を知られたため再被害のおそれがあるなどの理由から、引き続き自宅に居住することが困難になる場合や一時的に自宅から別の場所へ避難するため、ホテル等の宿泊施設を使用せざるを得ない場合がある。~~したがって、犯罪被害者等が中長期的に居住可能な住居や一時的な避難場所を確保するための様々な支援が必要である。~~なお、現状として、県営住宅は優先入居制度があり、市町村においても同様の取組が求められている。

【施策の方向】

犯罪被害者等が、犯罪被害の影響により、これまで住んでいた住居に引き続き居住することが困難になった場合、それぞれの状況に応じ、住居や一時避難場所が確保できるよう、必要な施策を推進する。また、市町村の公営住宅における優先入居等の取組を促進する。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
56 55	県営住宅の優先入居	公営住宅の公募抽選入居者募集における優先的選考等枠の設定により、犯罪被害者等の居住の安定を図る。	土木部
57 56	市町村公営住宅の入居等の取組の促進	犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入居等の取組を促進する。	生活環境部
58 57	転居費用助成金制度の創設及び運用	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、従前の住居に住むことが困難となった場合に、市町村と連携して犯罪被害者等が新たな住居に転居するための費用を助成する。	生活環境部

59 58	生活困窮者自立支援制度に基づく居住確保支援	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、居住確保支援として、再就職のために居住の確保が必要な者に対し、就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付する。	保健福祉部
60 59	居住支援法人による賃貸住宅への入居支援	県が指定する居住支援法人により、犯罪被害者等の住宅確保要配慮者のが賃貸住宅への円滑な入居の促進に関することができるよう、県指定の居住支援法人が、情報の提供、相談その他の援助を行う。	土木部

基本的施策9 雇用の安定(第17条)

【現状と課題】

犯罪被害者等の多くは、警察での事情聴取、裁判への参加、治療のための入院・通院、行政での手続き等、多くの状況に対応しなければならないため、休暇等の取得を余儀なくされる。また、犯罪被害者等の置かれている状況について、職場の理解が足りず、二次被害を受けて働き続けることが困難となることもある。~~したがって、雇用の維持と二次被害防止のため、事業主等の理解の促進を図るなど、雇用の安定のための支援が必要である。~~

【施策の方向】

県内の事業主等に対し、~~理解の増進を図る~~理解を得るための周知・啓発を実施し、被害後の職場における二次被害の防止を図るとともに、雇用の安定のための支援を行う。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
61 60	事業主等の理解の増進	犯罪被害者等が置かれている状況等について事業者等の理解が深まるよう、事業者向けリーフレットの作成・配布、企業・団体に講師を派遣して開催するミニ講演会、犯罪被害者等支援に関する県内巡回パネル展示による様々な広報手段による啓発を行う。また、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いや二次被害の防止について配慮を要請し、雇用の安定を図る。	生活環境部 商工労働部
62 61	生活困窮者自立支援制度における支援等	生活困窮者自立支援法に基づき、県が委託により設置する自立相談支援窓口就労支援を行い、生活困窮者の自立を図る。また、就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業などの福祉的支援制度を活用し、	保健福祉部

		個々の実情に応じて、適切に就職及び就労定着を図る。同様に、市との連携により、市部における自立支援制度についても活用を図る。	
63 62	高等職業訓練促進給付金等事業の実施	ひとり親の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、養成機関における修業期間について給付金を支給する。	こども未来局
64 63	自立支援教育訓練給付金事業の実施	ひとり親の就職に有利になるよう、厚生労働大臣の指定する「指定教育訓練講座」を受講し、修了した場合に受講費用の一部を助成する。	こども未来局
65 64	ひとり親家庭の就業等に関する相談への対応【再掲】	各保健福祉事務所において、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じ、自立に向けた支援を行う。また、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、求人情報の提供、就業支援セミナー等を実施する。	こども未来局
66 65	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施	「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格資格取得を目指すひとり親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行う。	こども未来局
67 66	個々の実情に応じた就職相談・職業紹介	ハローワーク等と連携し、県就職相談窓口において、若者・女性・中高年齢者・障がい者等の個々の実情に応じた就職相談・職業紹介を実施する。	商工労働部
68 67	障がい者就職面接会の開催を通じた就労促進	福島労働局主催により県内各地で開催される障がい者就職面接会において、障がい者雇用を促進する。	商工労働部
69 68	障がい者雇用推進企業等登録制度の活用	県が随意契約により物品等を調達する場合、登録企業を優先的に扱うことにより、積極的な障がい者雇用を促進する。	商工労働部
70 69	離職者の就労に向けた職業訓練の実施	離職者等求職者の早期就職を支援するため、ハローワークや高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図りながら離職者等再就職訓練事業を実施する。	商工労働部
71 70	被害回復のための休暇制度の周知	犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度について、県内の企業や労働者に対して周知を図る。	商工労働部
72 71	労働相談への対応【再掲】	労働に関するトラブルについて、労働者や使用者が気軽に相談できるようフリーダイヤルによる労働相談を実施する。	労働委員会事務局

73 72	個別労働紛争解決制度の周知	労働に関する労働者と事業主との紛争解決を図る個別労働紛争調整 解決 制度について、県民へ周知する。	労働委員会事務局
----------	---------------	--	----------

基本的施策10 経済的負担の軽減(第18条)

【現状と課題】

犯罪被害者等は、被害直後から長期にわたり、医療費や葬儀費用、裁判費用、転居費用、病院や警察、裁判所への移動にかかる費用などの予期しない経済的な負担が増加するほか、生計維持者が亡くなってしまったり、犯罪被害の影響から仕事を続けることが困難となり、収入が減少したり、職を失ってしまうなどにより、経済的困窮に陥る場合がある。~~また、犯罪被害者等の経済的負担軽減を図るための支援が求められている。~~

【施策の方向】

犯罪被害者等の様々な経済的負担を軽減するため、関係機関・団体等と連携し、経済的支援策の充実に努めるとともに、利用可能な支援制度に関する情報の提供や利用の助言を行う。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
74 73	犯罪被害給付制度の運用	様々な機会や媒体を利用し、犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、犯罪被害給付制度に関する権利や手続きについて十分な説明を行い、事案の内容に即した迅速な裁定に努める。	警察本部
75 74	性犯罪被害者の医療費公費負担制度の運用	性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用等の医療費を公費で負担する。	警察本部
76 75	性犯罪・性暴力被害者の医療費公費負担制度の運用	県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」において、警察を介さない性犯罪・性暴力被害の相談者に対して、緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用等の医療費を公費で負担する。	生活環境部
77 76	犯罪被害者等見舞金制度の創設及び運用	犯罪被害者の遺族や重傷病を負った犯罪被害者に、市町村と連携して見舞金を支給し、被害直後から強いられる様々な経済的負担の軽減を図る。	生活環境部

78 77	転居費用助成金制度 の創設及び運用 【再掲】	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、従前の住居に住むことが困難となった場合に、市町村と連携して犯罪被害者等が新たな住居に転居するための費用を助成する。	生活環境部
79 78	被害の早期回復・軽減に向けた支援経済的支援制度に係る情報提供	犯罪被害者等に対して様々な経済的支援制度に関する情報を被害の状況に応じて整理し、総合的に提供するなど、被害の早期回復・軽減を図る。	生活環境部
80 79	交通遺児奨学資金の支給	父母等が交通事故により死亡又は重度の後遺障害を受けた交通遺児等に対し、奨学金の支給などを行う。	生活環境部
81 80	生活福祉資金の貸付	他の貸付制度が利用できない、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図る。	保健福祉部
82 81	母子父子寡婦福祉資金貸付金による支援	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の児童が高校、短大、大学等へ進学する場合に必要な資金の貸与を行う。	こども未来局
83 82	県営住宅の優先入居 【再掲】	公営住宅の公募抽選入居者募集における優先的選考等枠の設定により、犯罪被害者等の居住の安定を図る。	土木部
84 83	市町村公営住宅の入居等の取組の促進 【再掲】	犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入居等の取組を促進する。	生活環境部
85 84	高校生等への修学支援	家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金の支給を始めとする各種支援策を通じて、家庭の経済的負担の軽減を図る。	総務部 教育庁
86 85	診断書料等の公費負担	一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害に遭い、けがをされた方に対して、診断書料等を公費で負担する。	警察本部
87 86	カウンセリング費用の公費負担	一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害者等の精神的被害の早期回復のため、カウンセリング費用を公費で負担する。	警察本部
88 87	死体検案書料の公費負担	犯罪を立証するために必要な死体検案書料を公費で負担する。	警察本部
89 88	遺体搬送に関する公費負担	犯罪被害に遭われて亡くなられた方のご遺族に対して、司法解剖後のご遺体を搬送する費用の一定部分を公費で負	警察本部

		担する。	
90 89	被害直後における居住場所の確保	犯罪被害により自宅での居住が困難となった場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度を積極的に運用する。	警察本部
91 90	公益財団法人犯罪被害救援基金との連携	犯罪被害給付制度等の公的制度による救済の対象とならない犯罪被害者で、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められるものについては、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努める。	警察本部
92 91	海外における犯罪被害者等に対する経済的支援	国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底し、その適切な運用に努める。	警察本部
93 92	法律相談に関する支援	県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」において、弁護士による法律相談を必要とする性犯罪・性暴力被害者に対し、その相談にかかる費用を支援する。	生活環境部
94 93	日本弁護士会連合会の法律援助事業についての情報提供	日本弁護士会連合会の法律援助事業について周知を図る。	生活環境部
95 94	日本司法支援センター（法テラス）民事法律扶助制度に係る情報提供	日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度について周知を図る。	生活環境部

1
2
3
4
5
6

施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止

【重点的な取組】

精神的・身体的被害の回復のためのカウンセリング等の充実

基本的施策11 心身に受けた影響からの回復支援(第14条)

【現状と課題】

生命を奪われた犯罪被害者の遺族はもとより、身体への直接的な被害を受けた犯罪被害者等は、精神的な被害を受けやすい。~~←、カウンセリング等の実施により心身に受けた影響の回復を支援する必要がある。~~

【施策の方向】

犯罪被害者等が心身に受けた影響の回復支援のため、その心身の状況に応じた保健医療サービス及び福祉サービスを医療機関等から受けられるよう支援の充実を図る。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
96 95	犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実	公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの効果的運用に努めるほか、カウンセリング技能を有する警察職員に対し、専門的な研修を実施することにより、その技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用し、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施する。	警察本部
97 96	カウンセリング費用の公費負担【再掲】	一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害者等の精神的被害の早期回復のため、カウンセリング費用を公費で負担する。	警察本部
98 97	性犯罪・性暴力被害者のカウンセリング費用の公費負担	県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」において、性犯罪・性暴力被害者の精神的被害の回復のため、カウンセリング費用を公費で負担する。	生活環境部
99 98	心のケアに関する相談への対応	精神保健福祉センターや保健所において県民の心の健康や精神疾患に関する相談や支援を行う。	保健福祉部
100 99	自助グループの活動についての情報提供【再掲】	犯罪被害者等早期援助団体との連携を図りながら、犯罪被害者等の要望を踏まえ、自助グループの活動について情報提供を行う。	警察本部
101 100	高次脳機能障がい者への支援体制の整備	高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実を図るとともに、障がい	保健福祉部

		に関する研修等を行い、適切な支援が提供される支援体制を整備する。	
102 101	妊娠に関する相談への対応【再掲】	予期しない妊娠や、女性のからだに関する相談窓口として「女性のミカタ 健康サポートコール」を開設し、心やからだの悩みに保健師が対応を行う。	保健福祉部
103 102	自立支援医療（精神通院医療）制度の運用	PTSD 等の精神疾患により継続的な通院が必要になった場合、医療費の負担を軽減するため、通院にかかる医療費の一部を公費で負担する。	保健福祉部
104 103	里親制度の運用	児童福祉法に基づき、家庭で生活できなくなった子どもたちが、家族の一員として愛情をもって心身の成長を支える里親のもとで生活できるよう、支援を行う。	こども未来局
105 104	ひとり親家庭等の医療費助成制度	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その医療費の一部を助成する。	こども未来局
106 105	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用【再掲】	児童生徒の問題行動及び不登校等の対応に向けて、スクールカウンセラーを小・中学校、高校に配置・派遣するとともに、学校等の要請に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣するなど教育相談体制の充実に努める。また、研修等を通じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの犯罪被害者等支援に関する理解促進を図っていく。	教育庁

基本的施策12 安全の確保(第15条)

【現状と課題】

DV や児童虐待、ストーカー行為などの犯罪被害者等は、再被害のおそれがあるため、~~一時保護等により安全を確保し、再被害を未然に防止するとともに、犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図る必要がある。~~

【施策の方向】

犯罪被害者等が再被害や二次被害に遭わないよう、一時保護等による再被害の未然防止と安全確保のための施策の推進を図る。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
107 106	D V 被害者や被虐待児童等の一時保護	D V 被害者や同伴する児童、被虐待児童等の安全を確保するため、一時保護所等と連携し、速やかに保護を行う。	こども未来局

108 107	D V 防止対策に関する取組	「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議」の構成機関が有機的に連携し、協力を図りながら、D V 防止と被害者の保護・自立支援に当たる。	こども未来局
109 108	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組	児童虐待通告を受理した場合、原則として48時間以内に子どもの安全確認を行う。また、市町村要保護児童対策協議会を活用し、関係機関と情報共有・連携し対応する。	こども未来局
110 109	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組	学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかに児童相談所等に通告する。	教育庁
111 110	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組	県などの関係機関との児童虐待に関する情報共有を図りながら、児童虐待の防止及び早期発見等を徹底し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした各種活動を推進する。	警察本部
112 111	被害直後における居住場所の確保	犯罪被害により自宅での居住が困難となった場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費公費負担制度を積極的に運用する。	警察本部
113 112	子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、関係機関から情報提供を受け、定期的な所在確認を実施する。	警察本部
114 113	地域警察官による被害者訪問・連絡活動	犯罪被害者等の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望、相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進する。	警察本部

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

施策の柱4 県民の理解の増進と配慮

【重点的な取組】

犯罪被害者等支援に関する県民理解の増進

(講演会等への県民の参加 累計2,000人以上)

基本的施策13 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第21条)

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害に加え、保護、捜査、公判等の過程で、関係者からの配慮に欠けた対応をされることによって二次被害を受けることがあるため、犯罪被害者等と関わる職員等が、犯罪被害者等の心情を理解し、適切な情報提供や人権に配慮した対応を行う必要がある。

【施策の方向】

保護、捜査、公判等の過程において、犯罪被害者等の名誉や生活の平穩、人権に十分な配慮がなされるよう、職員に対し、犯罪被害者等の現状に関する理解の促進と適切な情報提供のための取組の充実を図る。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
114	刑事手続等に関する情報の提供の充実 【再掲】	刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。	警察本部
115	警察における被害者支援に携わる職員に対する研修の充実 【再掲】	犯罪被害者支援に従事する職員に対し、様々な機会を活用して犯罪被害者支援の意義や対応、関係機関との連携等についての研修を実施する。	警察本部
116	被害児童からの事情聴取における配慮	児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減等のため、事情聴取において、関係機関と連携し、被害児童に配慮した取組を推進する。	教育庁 警察本部
117	性犯罪被害相談の適切な対応【再掲】	性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職員が対応するなど、適切な対応を推進する。	警察本部

119 118	性犯罪捜査を担当する職員等の研修	性犯罪の捜査及び性犯罪被害者の支援に従事する職員に対し、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化する。	警察本部
120 119	警察における犯罪被害者等のための施設の改善	犯罪被害者等からの事情聴取を行う相談室や被害者支援用車両の活用を図るとともに等について、犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装に改善するなど、犯罪被害者等のための施設等声に耳を傾けながら必要な内装、設備等の改善を図る。	警察本部
121 120	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等	適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故被害者の心情に配慮した取組を行い、交通事故被害者の負担軽減を図る。	警察本部

1

基本的施策14 県民の理解の増進(第22条)

【現状と課題】

県民が犯罪被害者等の置かれている状況、必要としている支援、人々の配慮のない言動や無関心による二次被害防止の重要性について、更なる理解の増進を図る必要がある。

【施策の方向】

県民の被害者支援に関する理解増進のための啓発を実施する。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
122 121	「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施	市町村等関係機関と連携し、「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」に合わせた広報啓発活動を実施し、犯罪被害者等支援への理解の増進を図る。	生活環境部 警察本部
123 122	各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施	犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに各種講演会等の広報啓発活動を推進する。また、広報啓発用のリーフレットの作成、県内巡回パネル展示、企業・団体への講師の派遣、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載等、様々な広報手段により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努める。	生活環境部 警察本部
124 123	女性に対する暴力をなくす運動	夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、	生活環境部 こども未来局

		毎年１１月１２日～２５日を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、国、地方公共団体、女性団体、その他関係機関が協力・連携し、女性に対する暴力を根絶するための意識啓発に取り組む。	
125 124	交通安全運動期間における各種広報・啓発事業の実施	各季における交通安全運動期間において、各種広報・啓発事業を実施し、県民の交通安全意識の醸成に努める。	生活環境部
126 125	児童虐待防止推進月間における取組	毎年１１月の国における「児童虐待防止推進月間」に呼応し、児童虐待防止のための広報啓発活動を実施し、県民の理解を深める。	こども未来局
127 126	中高生等に対する被害者支援の啓発	中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組む。	教育庁 警察本部
128 127	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進	各学校で普段から基本的人権に配慮した指導をより一層行うよう学校訪問や生徒指導関係の会議で指導・助言に努める。	教育庁
129 128	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進	「支援の輪を広げるつどい」や講演会等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童（その兄弟姉妹を含む。）及び障がい者を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、県民の理解の増進及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。	生活環境部 教育庁 警察本部
130 129	「被害者に優しいふくしまの風運動」の推進	大学生ボランティアの活動への支援や犯罪被害者等による講演会の実施など、様々な機会を通じて社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図り、犯罪や交通事故のない安全で安心な地域社会を実現するための「被害者に優しいふくしまの風運動」を推進する。	警察本部
131 130	交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進	交通事故被害者等の手記を含めたパンフレット等を講習会等で配布するほか、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを公表し、交通事故被害者等の現状、交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。	警察本部

基本的施策15 学校における教育の実施等(第23条)

【現状と課題】

子どもたちを犯罪被害者にも加害者にもしないためには、学校における教育の実施等が重要であり、~~子どもの頃から継続的に犯罪被害者等の理解増進を図るための取組を進める必要がある。~~

【施策の方向】

学校において、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性、二次被害防止の重要性等を学ぶための教育を推進する。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
132 131	中高生等に対する被害者支援の啓発	中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組む。	警察本部
133 132	学校における防犯教育の充実	学校において、防犯教室を開催し、児童生徒に対する犯罪被害を未然に防止するなど、犯罪の被害から児童を守る教育の充実を図る。	教育庁
134 133	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進【再掲】	各学校で普段から基本的人権に配慮した指導をより一層行うよう学校訪問や生徒指導関係の会議で指導・助言に努める。	教育庁
135 134	各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施【再掲】	犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに各種講演会等の広報啓発活動を推進する。また、 広報啓発用のリーフレットの作成、県内巡回パネル展示、企業・団体への講師の派遣、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載 等様々な広報手段により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努める。	生活環境部 警察本部

基本的施策16 個人情報の適切な管理(第27条)

【現状と課題】

犯罪被害者等の個人情報が知られることで二次被害や再被害につながるおそれがあるため、個人情報を適切に管理する必要がある。

【施策の方向】

犯罪被害者等に関する個人情報の適切な管理を徹底する。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
136 135	犯罪被害者に関する情報の保護	犯罪被害者の氏名の発表に当たり、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望とを踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。	警察本部
137 136	犯罪被害者等に関する個人情報の漏洩防止等	犯罪被害者等やその関係者の個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理する、また、関係機関・団体の支援従事者についても同様に適切に管理するよう周知徹底を図る。	生活環境部 警察本部
138 137	個人情報の取扱いの周知徹底	民間支援団体に対して犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう、周知徹底を図る。	生活環境部

関係指標

※ 指標については、計画の施策に関係した項目を記載しており、国の基本計画の改正案や推進会議委員の意見等により、今後検討してまいります。

番号	指標名	摘 要
1	条例策定市町村数	県内への施策の浸透度を確認する。
2	見舞金制度がある市町村数	県内への施策の浸透度を確認する。
3	多機関ワンストップでの相談件数	多機関ワンストップ体制の充実の一つの目安となる。
4	支援調整会議の対象件数	県の支援調整会議の充実の一つの目安となる。
5	ふくしま犯罪被害者支援センターの相談件数	犯罪被害者等からの相談件数を示すことにより、現状把握の目安とする。
6	SACRAふくしまの相談件数	性犯罪被害者等からの相談件数を示すことにより、現状把握の目安とする。
7	刑法犯認知件数	刑法犯認知件数を示すことにより、現状把握の目安とする。（警察本部）
8	重要犯罪認知件数	重要犯罪認知件数を示すことにより、現状把握の目安とする。（警察本部）
9	交通事故発生件数	交通事故件数を示すことにより、現状把握の目安とする。（警察本部）
10	性犯罪被害者に係る公費負担件数	公費負担件数を示すことにより、現状把握の目安とする。（警察本部）

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

参考資料

○福島県犯罪被害者等支援条例

令和三年十月十二日
福島県条例第七十六号

福島県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

福島県犯罪被害者等支援条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 推進の体制等（第九条―第十一条）

第三章 基本的な施策（第十二条―第二十七条）

附則

県民の生命、身体及び財産の安全は、県民生活の全ての基礎であり、誰もが安全に安心して暮らせる犯罪のない社会の実現は、全ての県民の願いである。

しかしながら、依然として、様々な犯罪等が後を絶たず、多くの人が思いもよらず犯罪等に巻き込まれ、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっている。また、犯罪被害者等の中には、十分な支援を受けられず、自分だけで問題を抱え込んでしまい、苦しんでいる人も

いる。さらに、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害にも苦しめられることがある。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安全に安心して日常生活を営むことができるようにするためには、県や市町村をはじめ、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて不断の努力をしていく必要がある。

また、犯罪被害者等の置かれた状況に理解を深め、一体となって二次被害の防止に努めるなど、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが必要である。

ここに、わたしたちは、犯罪被害者等一人一人に寄り添い、安全で安心な社会を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び民間支援団体の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

三 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。

四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。

五 二次受傷 犯罪被害者等の支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）が、支援を行う過程で犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受け、心身に傷病等が生じることをいう。

六 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。

七 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、次の各号に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

一 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

二 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。

三 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

四 国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で行われること。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

3 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮し、これを防止するものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることがないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について十分配慮するよう努めるものとする。

（市町村の役割）

第七条 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その施策を行うに当たっては、二次被害を生じさ

せることのないよう十分配慮するとともに、住民に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進の体制等

(犯罪被害者等支援計画)

第九条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるものとする。

2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聴くものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

6 知事は、犯罪被害者等支援計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況を、定期的に公表するものとする。

(総合的な支援体制の整備)

第十条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと連携し、及び相互に協力して、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための総合的な支援体制を整備するものとする。

2 県は、前項の支援体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等が国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するもののいずれに支援を求めた場合においても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第十二条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している損害賠償等の法律問題その他の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第十三条 県は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復支援)

第十四条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性に関する事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十八条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(大規模事案における支援)

第十九条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な支援を行うものとする。

(県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援)

第二十条 県は、県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団体その他関係機関と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策は、当該犯罪被害者等が被害を受けた都道府県若しくは当該都道府県に所在する民間支援団体又はその両方と連携して講ずるものとする。

3 前二項の規定は、県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「県民が県外で」とあるのは「県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で」と、同条第二項中「被害を受けた」とあるのは「住所を有し、又は居住する」と読み替えるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第二十一条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置、必要な施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第二十二条 県は、犯罪等の被害に対する県民の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育の実施等)

第二十三条 県は、学校の設置者等と連携し、児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第二十四条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等を担う支援従事者を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（支援従事者の二次受傷に対する支援）

第二十五条 県は、支援従事者の二次受傷を防止、回復、又は軽減し、その安全を確保するため、支援従事者に対する研修、相談、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第二十六条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第二十七条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例の一部改正）

2 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例（平成二十年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除